

別冊2

点 検 結 果 作 成 要 領

令和6年1月

点検結果の作成要領

1) 下記に掲げる事項を記載する。

① 「(様式建1)、(様式設1)、(様式防1)点検結果報告書」、「(様式建2)、(様式設2)、(様式防2)点検結果」に記載するもの

- ・ 点検を行った建築物の名称及び所在地
- ・ 点検を行った日
- ・ 点検を行った者の氏名
- ・ 点検を行った者の資格及び登録番号

② 「(様式建3)建築物及びその敷地に関する事項」、「(様式設3)建築設備に関する事項」、「(様式防3)防火設備に関する事項」に記載するもの

- ・ 建築物(建築設備、防火設備)の概要及び点検の実施状況等

③ 「(様式建4)建築物の点検等の概要」、「(様式設4)建築設備の点検等の概要」、「(様式防4)防火設備の点検等の概要」に記載するもの

- ・ 点検結果に基づく結果概要

2) 点検の結果を、判定基準に則り判定し下記により「(様式建5)、(様式設5)、(様式防5)点検結果シート」の各欄に記載する。

- ・ 該当しない点検項目については、「対象外項目」欄に「レ」マークを記入する
- ・ 「支障がある」と判定した項目は「支障の有無」欄に「有」を記入する
- ・ 軽微なものなどで経過観察等が必要なものは「特記事項の有無」欄に「有」を記入する
- ・ 「有」を記入した項目については、「支障がある場所・内容等、指摘事項がある場所・内容等」欄にその状況等をできるだけ詳しく記載する
- ・ 他の点検記録等で確認した内容は、「支障がある場所・内容等、指摘事項がある場所・内容等」欄にその旨を記載する(指摘等がない点検結果に問題がない場合、その旨を「支障の有無」欄に記載すること)
- ・ 「有」を記入した項目については、写真を撮影し「(様式共1)関係写真」を作成する。また、「写真番号」欄に番号を記入する
- ・ 平面図には「支障がある」などの内容及びその箇所を記入する

建築物定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者（管理者）住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

所有者（管理者）

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名

資 格

番 号

建築物定期点検結果

建築物所在地

名 称

所有者（管理者）住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

代表となる点検者

氏 名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし
☐その他()

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☐鉄筋コンクリート造 ☐鉄骨鉄筋コンクリート造
☐鉄骨造 ☐その他()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m^2

【ニ. 建築面積】 m^2

【ホ. 延べ面積】 m^2

【3. 階別用途別床面積】

用途	床面積
【イ. 階層用途別】 (階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
(階) ()	(m^2)
【ロ. 用途別床面積の合計】 ()	(m^2)
()	(m^2)

【4. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成・令和	年	月	日	概要()
昭和・平成・令和	年	月	日	概要()
昭和・平成・令和	年	月	日	概要()
昭和・平成・令和	年	月	日	概要()

【5. 備考】

建築物の点検等の概要

1.点検の状況	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施
	ロ. 前回の点検の結果	☐ 実施 令和 年 月 日点検) ☐ 未実施
	ハ. 建築設備の点検の結果	☐ 実施 (令和 年 月 日点検) ☐ 未実施
	ニ. 昇降機等の点検の結果	☐ 実施 (令和 年 月 日点検) ☐ 未実施
	ホ. 防火設備の点検の結果	☐ 実施 (令和 年 月 日点検) ☐ 未実施
2-1.点検の状況 (敷地及び地盤)	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
2-2.点検の状況 (建築物の外部)	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
2-3.点検の状況 (屋上及び屋根)	ハ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
2-4.点検の状況 (建築物の内部)	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし

2-5.点検の状況 (避難施設等)	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無
2-6.点検の状況 (その他)	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無
3.石綿を添加 した建築 材料の 点検状況	イ. 該当建築材料の 有無	(該当する室) ☐ 有 (飛散防止措置無) () ☐ 有 (飛散防止措置有) () ☐ 無 ☐ 不明(年 月に点検予定) ☐ 無
	ロ.措置予定の有無	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無
4.建築物等 に係る不具 合等の状況	イ. 不具合等	☐ 有 ☐ 無
	ロ.不具合等の記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定(令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし
5.備 考		

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1 敷地及び地盤								
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。					
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。					
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。					
2 建築物の外部								
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。					
(5)	外 壁	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(6)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(7)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(8)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(9)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(10)	外壁	外装仕上げ材等 タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後10年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する（3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。					
(11)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(12)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(13)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。					
(15)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(16)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。					
3 屋上及び屋根								
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。					
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。					

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(6)	屋根	屋根の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又はテストハ ンマーによる打診等により確認 する。					
(7)	機器及び工作物（冷却塔設 備、広告塔等）	機器、工作物本体及び 接合部の劣化及び損傷 の状況	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。					
(8)		支持部分等の劣化及び 損傷の状況	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。					
4 建築物の内部								
(1)	防火区 画	延焼のおそれのある部 分及び外壁で準耐火構 造又は耐火構造としな ければならない部分の 開口部に設けられた防 火設備の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。					
(2)	壁の 室内 に面 する 部分	木造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及 び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。					
(3)		組積造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。					
(4)		補強コンクリートブ ロック造の壁の室内に 面する部分の躯体の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。					
(5)		鉄骨造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。					
(6)		鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及 び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。					
(7)		耐火建築物とすること を要しない建築物 の壁、耐火構造の壁 又は準耐火構造の壁 （防火区画を構成す る壁に限る。）	部材の劣化及び損傷の 状況					
(8)		鉄骨の耐火被覆の劣化 及び損傷の状況	点検口等から目視により確認す る。					
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及 び損傷の状況					
(10)		鉄骨造の床躯体の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。					
(11)		鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。					
(12)		耐火建築物とすること を要しない建築物 の床、耐火構造の床 又は準耐火構造の床 （防火区画を構成す る床に限る。）	部材の劣化及び損傷の 状況					

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号	
(13)	天 井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げる室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げる劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。					
(14)	特定天井		特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
(15)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸。		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。					
(16)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。					
(17)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する					
(18)			常時閉鎖した状態にある防火扉（以下、「常閉防火扉」という。）の固定の状況	目視により確認する。					
(19)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。					
(20)			防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。					
(21)			警報設備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく点検（以下「消防点検に基づく点検」という）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。				
(22)			警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。					
(23)	居室の換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第4項の規定に基づく点検（以下「定期点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。					
(24)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものの劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。					
(25)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。					
5 避難施設等									
(1)	廊下		物品の放置の状況	目視により確認する。					
(2)	出入口		物品の放置の状況	目視により確認する。					
(3)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。					

番号	点 検 項 目	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4)	避難上有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。				
(5)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。				
(6)	階段	物品の放置の状況	目視により確認する。				
(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。				
(8)	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	目視により確認する。				
(9)	特別避難階段	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(10)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。				
(11)		物品の放置の状況	目視により確認する。				
(12)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(13)		可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(14)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(15)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに開閉を確認する。				
(16)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状態	目視により確認する。			
(17)	非常用エレベーター	非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(18)	その他の 設備等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。				
(19)			物品の放置の状況	目視により確認する。				
(20)		非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。					
(21)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(22)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。				
6 その他								
(1)	特殊な 構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。				
(4)			上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。				
(5)		避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ6mを超える煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。				

コンクリート建築物点検表

劣化項目・劣化現象							剥落の危険性あり						剥落の危険性なし・小											
							コンクリートの劣化						仕上材の劣化		コンクリートの劣化									
							(1) ひび割れ			(2) 浮き・剥落		(3) 浮き・剥落		(4) ひび割れ						(5) 表面の状態				
							1) 鉄筋腐食			2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)			
							主筋に沿う	帯筋・肋筋に沿う	壁筋・床筋に沿う	金物取合い部分	凍害・その他	モルタル	タイル	乾燥収縮	た(砂利や砂石でこぼれ)じり状況	ジョイント	不同沈下	凍結・その他	エフロレッセンス	ポップアウト	脆弱化			
部材	方位	対象階	部材数																					
柱	1	東		階																				
	2	南		階																				
	3	西		階																				
	4	北		階																				
梁	1	東		階																				
	2	南		階																				
	3	西		階																				
	4	北		階																				
壁	1	東		階																				
	2	南		階																				
	3	西		階																				
	4	北		階																				
バルコニー 庇等	1	東		階		個所																		
	2	南		階		個所																		
	3	西		階		個所																		
	4	北		階		個所																		

※1 点検表は剥落危険性の有無により、5段階評価と3段階評価に区分し、どちらか該当するセルに点数を記入する。

※2 「剥落の危険性あり」列のセルの評価点及び「剥落の危険性なし・小」列の評価点は下記による。

◎「剥落の危険性あり」の場合

- 5: 多数の部材に各々多くの劣化部分がある。
 4: 小数の部材に多くの劣化部分がある。
 3: 多数の部材に各々少しづつ劣化部分がある。
 2: 小数の部材に少しの劣化部分がある。
 1: 劣化部分がない。
 注1 点検対象部材数は10程度が望ましい。
 注2 多数の部材とは30%以上の部材である。
 注3 多くのとは複数箇所をいう。

◎「剥落の危険性なし・小」の場合

- 3: 多数の部材に劣化部分がある。
 2: 小数の部材に劣化部分がある。
 1: 劣化部分がない。
 注4 多数の部材とは30%以上の部材である。

※3 該当しない(点検できなかった。見えなかった)セルは空欄とし、網掛けのセルは記入しない。

※4 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)及びモルタル等については、別途2-(10)の点検項目により詳細に点検する。

建築物設備定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者（管理者）住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

所有者（管理者）

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名

資 格

番 号

建 築 設 備 定 期 点 検 結 果

建築物所在地

名 称

所有者（管理者）住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

代表となる点検者

氏 名

建築設備に関する事項

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
- 【ロ. 建築面積】 m^2
- 【ハ. 延べ面積】 m^2
- 【ニ. 点検対象建築設備】 ☐換気設備 ☐排煙設備 ☐非常用の照明装置
☐給水設備及び排水設備

【2. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 ☐自然換気設備 (系統 室)
☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
- 【ロ. 火気使用室】 ☐自然換気設備 (系統 室)
☐機械換気設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
- 【ハ. 居室等】 ☐自然換気設備 (系統 室)
☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
- 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 ☐個別パッケージ ☐全空気 ☐ヒートポンプ
☐ファンコイルユニット併用 ☐その他 ()
- 【ホ. ダンパー(防火設備)の有無】 ☐有 ☐無

【3. 排煙設備の概要】

- 【イ. 避難安全検証法】 ☐階避難安全検証法 ()階 ☐全館避難安全検証法
☐適用なし
- 【ロ. 特別避難階段の付室】 ☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)
☐加圧式 (区画) ☐その他 (区画) ☐無
- 【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】 ☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)
☐加圧式 (区画) ☐その他 (区画) ☐無
- 【ニ. 居室等】 ☐吸引式 (区画) 給気式 (区画) ☐無
- 【ホ. 予備電源】 ☐蓄電池 ☐自家用発電装置 ☐直結エンジン ☐無

【4. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 ☐白熱灯 (灯) ☐蛍光灯 (灯)
☐その他 (灯) ☐無
- 【ロ. 予備電源】 ☐蓄電池(内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐蓄電池(別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐無

【5. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

☐給水タンク(基 m³)

☐貯水タンク(基 m³)

☐その他()

【ロ. 排水設備】

☐排水槽

(☐汚水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽)

☐排水再利用配管設備 ☐その他()

【ハ. 圧力タンクの有無】

☐有 ☐無

【ニ. 給湯方式】

☐局所式 ☐中央式

【ホ. 湯沸器】

☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器

☐密閉式燃焼器

☐その他()

【6. 備考】

建築設備の点検等の概要

1. 建築物の概要	イ. 階数	地上 階 地下 階
	ロ. 建築面積	m ²
	ハ. 延べ面積	m ²
	ニ. 点検対象建築設備	☐ 換気設備 ☐ 排煙設備 ☐ 非常用の照明装置 ☐ 給水設備及び排水設備
2. 点検日等	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施
	ロ. 前回の点検	☐ 実施 令和 年 月 日点検) ☐ 未実施
	ハ. 前回の点検に関する書類	☐ 有 ☐ 無
3. 換気設備の概要	イ. 無窓居室	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無
	ロ. 火気使用室	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無
	ハ. 居室等	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無
	ニ. 空気調和設備・冷暖房設備	☐ 個別パッケージ ☐ 全空気 ☐ ヒートポンプ ☐ ファンコイルユニット併用 ☐ その他 ()
	ホ. ダンパー(防火設備の有無)	☐ 有 ☐ 無
	4. 換気設備点検の状況	イ. 指摘の内容 ☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし ロ. 指摘の概要
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無
5. 換気設備の不具合の発生状況	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無
	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

6.排煙設備の概要	イ.避難安全検証法		☐ 階避難安全検証法 () 階) ☐ 全館避難安全検証法 ☐ 適用なし	
	ロ.特別避難階段の付室		☐ 吸引式(区画) ☐ 給気式(区画) ☐ 加圧式(区画) ☐ その他(区画) ☐ 無	
	ハ.非常用エレベーターの乗降ロビー		☐ 吸引式(区画) ☐ 給気式(区画) ☐ 加圧式(区画) ☐ その他(区画) ☐ 無	
	ニ.居室等		☐ 吸引式(区画) ☐ 給気式(区画) ☐ 無	
	ホ.予備電源		☐ 蓄電池 ☐ 自家発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無	
7.排煙設備点検の状況	イ.指摘の内容		☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし	
	ロ.指摘の概要			
8.排煙設備の不具合の発生状況	ハ.改善予定の有無		☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無	
	イ.不具合		☐ 有 ☐ 無	
	ロ.不具合記録		☐ 有 ☐ 無	
9.非常用の照明装置の概要	ハ.改善の状況		☐ 実施済 ☐ 改善予定(令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし	
	イ.照明器具	☐ 白熱灯(灯) ☐ 蛍光灯(灯) ☐ その他(灯) ☐ 無		
	ロ.予備電源	☐ 蓄電池(内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) ☐ 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) ☐ 自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) ☐ 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) 自家発電装置併用 ☐ 無		
10.非常用の照明装置の点検の状況	イ.指摘の内容		☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし	
	ロ.指摘の概要			
11.非常用の照明装置の不具合の発生状況	ハ.改善予定の有無		☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無	
	イ.不具合		☐ 有 ☐ 無	
	ロ.不具合記録		☐ 有 ☐ 無	
ハ.改善の状況		☐ 実施済 ☐ 改善予定(令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし		

12.給水設備 及び 排水設備 の概要	イ.飲料水の配管設備	☐ 給水タンク (基 m ³) ☐ 貯水タンク (基 m ³) ☐ その他 ()
	ロ.排水設備	☐ 排水槽 無 (☐ 汚水槽 雑排水槽 ☐ 合併槽) ☐ 雨水槽・湧水槽 ☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他 ()
	ハ.圧力タンクの有無	☐ 有 ☐ 無
	ニ.給湯方式	☐ 局所式 ☐ 中央式
	ホ.湯沸器	☐ 開放式燃焼器 ☐ 半密閉式燃焼器 ☐ 密閉式燃焼器 ☐ その他 ()
13.給水設備 及び 排水設備の 点検の状況	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
14.給水設備 の不具合の 発生状況	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無
	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定(令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし
15. 備考		

建築設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
換気設備								
1 建築基準法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）								
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2				
(2)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※3				
(3)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2				
(4)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。 ※2				
(5)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の性能	給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。				
(6)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※2				
(7)	中央管理方式の空調和設備	空調和設備の主要機器及び配管の外観	空調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。 ※2				
(8)			空調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※2				
(9)			空調和設備の運転の状況	目視又は聴診により確認する。 ※3				
2 換気設備を設けるべき調理室（火気使用室）等								
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(2)	自然換気設備及び機械換気設備	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。					
(3)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。					
(4)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。					
(5)		給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。					
3 建築基準法第28条第2項（無窓居室）又は第3項（劇場等の居室、火気使用室）の規定に基づき換気設備が設けられた居室等								
(1)	防火ダンパー等（外壁の開閉口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。					
(2)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。					
(3)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。					
(4)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。					
(5)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。 ※1					

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4： 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
排煙設備								
1	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第128条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーター）、同令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の 状況					
(2)			排煙風道との接 続の状況					
(3)			排煙出口の周囲 の状況					
(4)		排煙機の性能	排煙口の開放と 連動起動の状況					
(5)			作動の状況					
(6)			電源を必要とす る排煙機の予備 電源による作動 の状況					
(7)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況					
(8)	排煙口	機械排煙設備の 排煙口の外観	排煙口の周囲の 状況					
(9)			排煙口の取付け の状況					
(10)			手動開放装置の 周囲の状況					
(11)		機械排煙設備の 排煙口の性能	手動開放装置に よる開放の状況					

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(12)	排煙口	機械排煙設備の 排煙口の外觀	排煙口の開放の 状況	目視又は聴診により確認する。					
(13)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況 を確認する。 ※4					
(14)		機械排煙設備の 排煙口の性能	煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認す る。 ※1					
(15)	排煙風道	機械排煙設備の 排煙風道（隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。）	排煙風道の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4					
(16)			排煙風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4					
(17)			防煙壁の貫通措 置の状況	目視により確認する。					
(18)			排煙風道と可燃 物等との離隔距 離及び断熱の状 況	目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する。					
(19)	防火ダンパー	（外壁の開口部 で延焼のおそれ のある部分に設 けるものを除く）	防火ダンパーの 取付けの状況	目視又は触診により確認する。					
(20)			防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(21)			防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視又は触診により確認する。					
(22)			防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視により確認する。					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(23)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。				
(24)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。				
(25)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。				
(26)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。				
(27)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。 ※1				
(28)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(29)			給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(30)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。				
(31)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置状況	給気送風機の設置状況	給気送風機の設置状況	目視又は触診により確認する。				
(32)			給気風道との接続の状況	目視により確認する。				
(33)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。					
(34)			作動の状況	目視又は聴診により確認する。				

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(35)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機のパフォーマンス	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。					
(36)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。					
(37)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。					
2	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーター）								
(1)		特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(2)			給気口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4					
(3)		加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4				
(4)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4					
(5)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4					
(6)			給気口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4					
(7)			給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。 ※4					
(8)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(9)			給気口の開放の状況	目視又は触診により確認する。					
(10)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(11)	加圧防排 煙設備	給気風道（隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。）	給気風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4				
(12)		給気送風機の外 観	給気送風機の設 置の状況	目視又は触診により確認する。				
(13)			給気風道との接 続の状況	目視により確認する。 ※4				
(14)		給気送風機の性 能	給気口の開放と 連動起動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(15)			給気送風機の作 動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4				
(16)			電源を必要とす る給気送風機・ 排煙機の予備電 源による作動の 状況	予備電源により作動の状況を確認する。 ※4				
(17)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況 を確認する。 ※4				
(18)		給気送風機の吸 込口	吸込口の周囲の 状況	目視により確認する。				
(19)		空気逃し口の外 観	空気逃し口の周 囲の状況	目視により確認する。 ※4				
(20)			空気逃し口の取 付けの状況	目視により確認する。 ※4				
(21)		空気逃し口の性 能	空気逃し口の作 動の状況	目視により確認する。 ※4				
(22)		圧力調整装置の 外観	圧力調整装置の 周囲の状況	目視により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(23)	加圧防排 煙設備	圧力調整装置の 外観	圧力調整装置の 取付けの状況	目視により確認する。				
(24)		圧力調整装置の 性能	圧力調整装置の 作動の状況	目視により確認する。				
3 建築基準法施行令第126条の2第1項に規定する居室等								
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の 作動の状況	作動の状況を確認する。					
(2)		手動降下装置に よる連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(3)		煙感知器による 連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(4)		可動防煙壁の防 煙区画	目視により確認する。 ※4					
(5)		中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況 を確認する。 ※4					
4 予備電源 ※自家用発電装置が非常用の照明装置と併用の場合は、非常用の照明装置の点検時に行う。								
(1)	自家用発 電装置	自家用発電装置 等の状況	自家用発電機室 の防火区画等の 貫通措置の状況	目視により確認する。				
(2)		発電機及び原動 機の状況	目視又は触診により確認する。 ※4					
(3)		燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。 ※4					
(4)		始動用の空気槽 の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4					
(5)		セル始動用蓄電 池及び電気ケー ブルの接続の状 況	目視により確認するとともに、蓄電池電 圧を電圧計により測定する。 ※4					

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(6)	自家用発 電装置	自家用発電装置 等の状況	燃料及び冷却水 の漏洩の状況	目視により確認する。 ※4					
(7)			計器類及びラン プ類の指示及び 点灯の状況	目視により確認する。 ※4					
(8)			自家用発電装置 の取付けの状況	目視又は触診により確認する。					
(9)			自家発電機室の 給排気の状況 (屋内に設置さ れている場合に 限る。)	室内の温度を温度計により測定すると ともに、作動の状況を確認する。 ※4					
(10)			接地線の接続の 状況	目視により確認する。 ※4					
(11)		自家用発電装置 の性能	電源の切替えの 状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(12)			始動の状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(13)			運転の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4					
(14)			排気の状況	目視により確認する。 ※4					
(15)			コンプレッ サー、燃料ポン プ、冷却水ポン プ等の補機類の 作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4					
(16)	直結エン ジン	直結エンジンの 外観	直結エンジンの 設置の状況	目視又は触診により確認する。					
(17)			燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	目視により確認する。					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。				
(19)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。					
(20)		給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。					
(21)		Vベルト	目視又は触診により確認する。					
(22)		接地線の接続の状況	目視により確認する。					
(23)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視又は聴診により確認する。					

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4：前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
非常用の照明装置									
1 照明器具									
(1)	非常用の照明器具		使用電球、ランプ等	目視により確認する。					
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置									
(1)	予備電源		予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。					
(2)	配線		配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認する。					
3 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置									
(1)	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。					
(2)			蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認すること。					
4 電池内蔵形の蓄電池									
(1)	充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。					
5 電源別置形の蓄電池									
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。					
(2)			蓄電池室の換気 の状況	室内の温度を温度計により測定する。 ※4					
(3)			蓄電池の設置 の状況	目視又は触診により確認する。 ※4					
(4)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。					
(5)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
6 自家用発電装置								
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。				
(2)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。 ※4					
(3)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。 ※4					
(4)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4					
(5)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 ※4					
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。 ※4					
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。 ※4					
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。					
(9)		自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 ※4					
(10)		接地線の接続の状況	目視により確認する。 ※4					
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。 ※4					
(12)		始動の状況	作動の状況を確認する。 ※4					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(13)	自家発電装置 の性能	運転の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4					
(14)		排気の状況	目視により確認する。 ※4					
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4					

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4：前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
給水設備及び排水設備								
1 飲料用の配管設備及び排水設備								
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く)	配管の腐食及び 漏水の状況	目視により確認する。 ※3					
2 飲料水の配管設備								
(1)	飲料用の給水タンク及び貯 水タンク（以下「給水タン ク等」という。）並びに給 水ポンプ	給水タンク等の 腐食及び漏水の 状況	目視により確認する。 ※3					
(2)		給水ポンプの運 転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。 ※2					
(3)		給水タンク等の 内部の状況	目視により確認する。 ※3					
(4)	給湯設備（循環ポンプを含 む。）	給湯設備（ガス 給湯器を除く。）の取付け の状況	目視又は触診により確認する。 ※2					
(5)		ガス湯沸器の取 付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2					
(6)		給湯設備の腐食 及び漏水の状況	目視により確認する。 ※2					
3 排水設備								
(1)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。 ※3					
(2)		排水ポンプの設 置の状況	目視により確認する。 ※2					
(3)		排水ポンプの運 転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。 ※3					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。 ※2					
(5)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。 ※2					
(6)		消毒装置	目視により確認する。 ※3					
(7)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況					
(8)		排水管	排水の状況					
(9)			間接排水の状況					
(10)		通気管	通気管の状況					

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4：前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

防 火 設 備 定 期 点 検 結 果 報 告 書

建築物所在地

名 称

所有者（管理者）住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

所有者（管理者）

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名

資 格

番 号

防 火 設 備 定 期 点 検 結 果

建築物所在地

名 称

所有者（管理者）住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

代表となる点検者

氏 名

防火設備に関する事項

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】			m ²	
【ハ. 延べ面積】			m ²	

【2. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 階避難安全検証法 (階)
☐ 全館避難安全検証法
☐ その他

【ロ. 防火設備】
☐ 防火扉 (枚) ☐ 防火シャッター (枚)
☐ 耐火クロススクリーン (枚) ☐ ドレンチャー (台)
☐ その他 (台)

【3. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無

【4. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有

【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【5. 備考】

防火設備の点検等の概要

1. 建築物の概要	イ. 階 数	地上 階 地下 階
	ロ. 建築面積	m ²
	ハ. 延べ面積	m ²
2. 点検日等	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施
	ロ. 前回の点検	☐ 実施 令和 年 月 日点検) ☐ 未実施
	ハ. 前回の点検に関する書類	☐ 有 ☐ 無
3. 防火設備の概要	イ. 避難安全 検証法等の 適用	☐ 階避難安全検証法(階) ☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他
	ロ. 防火設備	☐ 防火扉(枚) ☐ 防火シャッター(枚) ☐ 耐火クロススクリーン(枚) ☐ ドレンチャー(台) ☐ その他(台)
4. 防火設備点検の状況	イ. 指摘の内容	☐ 支障がある ☐ 特記すべき事項がある ☐ 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
5. 防火設備の不具合の発生状況	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無
	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

防火設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1 防火扉								
(1)	防火扉	設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害となる 物品の放置の 状況	目視により確認する。				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状 況	目視又は触診により確認する。				
(3)		扉、枠及び金物 の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。					
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(15)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。				
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。				
(7)		連動制御器□	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。				
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(10)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(11)		連動機械用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(12)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(13)		自動閉鎖装置□	設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(14)			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の 状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは 熱感知器を作動させ、又は温度ヒュー ズを外し、全ての防火扉の作動の状況 を確認する。ただし、連動機構用予備 電源ごとに、少なくとも一以上の防火 扉について、予備電源に切り替えた状 態で作動の状況を確認する。					
2 防火シャッター								
(1)	防火 シャッ ター	設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害とな る物品の放置の 状況	目視により確認する。				
(2)		駆動装置 ((2) の項か ら (4) の項ま での点検につい ては、日常的に 開閉するものに 限る。)	軸受け部のブラ ケット、巻取り シャフト及び開 閉機の取付けの 状況	目視、聴診又は触診により確認する。				
(3)			スプロケットの 設置の状況	目視により確認する。				
(4)			軸受け部のブラ ケット、ベアリ ング及びスプロ ケット又はロー プ車の劣化及び 損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。				
(5)			ローラチェーン 又はワイヤー ロープの劣化及 び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。				
(6)		カーテン部	スラット及び座 板の劣化等の状 況	防火シャッターを閉鎖し、目視により 確認する。				
(7)			吊り元の劣化及 び損傷並びに固 定の状況	目視又は触診により確認する。				
(8)		ケース	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(9)		まぐさ及びガイ ドレール	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。				
(10)		危害防止装置	危害防止用連動 中継器の配線の 状況	目視により確認する。				
(11)			危害防止装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。				
(12)			危害防止装置用 予備電源の容量 の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目 視により確認する。				
(13)			座板感知部の劣 化及び損傷並び に作動の状況	目視により確認するとともに、座板感 知部を作動させ、防火シャッターの降 下が停止することを確認する。				

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(14)	防火 シャッ ター	危害防止装置	作動の状況	防火シャッターの開鎖時間をストップ ウォッチ等により測定し、シャッター カーテンの質量により運動エネルギー を確認するとともに、座板感知部の作 動により防火シャッターの降下を停止 させ、その停止距離を銅製巻尺等によ り測定する。また、その作動を解除 し、防火シャッターが再降下すること を確認する。					
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器	感知の状況	(25)の項の点検が行われるもの以外の ものを対象として、加煙試験器、加熱 試験器等により感知の状況を確認す る。ただし、前回の点検後に同等の方 法で実施した点検の記録がある場合 にあっては、当該記録により確認す ることとする。					
(16)		温度ヒューズ装 置	設置の状況	目視により確認する。					
(17)		連動制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。					
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。					
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認す る。					
(20)			予備電源への切 り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認 する。					
(21)		連動機構用予備 電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。					
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目 視により確認する。					
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。					
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。					
(25)	総合的な作動の状況		防火シャッター の開鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは 熱感知器を作動させ、又は温度ヒュー ズを外し、全ての防火シャッターの作 動の状況を確認する。ただし、連動機 構用予備電源ごとに、少なくとも一以 上の防火シャッターについて、予備電 源に切り替えた状態で作動の状況を確認 する。					

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
3 耐火クロススクリーン								
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。				
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。				
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。				
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(7)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。				
(11)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。				
(12)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(21)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。				
(13)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(14)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(15)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(16)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(18)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。				
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。				
(21)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。					
4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）								
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。				
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。				
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。				
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。				
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。				
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。				
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(8)	ドレン チャー等	加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。				
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(14)			圧力計、呼水 槽、起動用圧力 スイッチ等の付 属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況	(24)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。				
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。				
(17)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(18)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(19)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(21)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(22)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。				

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(23)	連動機構	手動作動装置	設置の状況	目視により確認する。					
(24)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等 の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。 ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法					

(様式共1)

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 支障がある ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 支障がある ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「支障がある」と判定した項目について作成して下さい。また、「支障がない」状況でも「特記すべき項目がある」と判定した場合についても作成して下さい。
- ② 「部位」欄の番号、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入して下さい。
- ③ 「点検結果」欄は、点検の結果「支障がある」の場合は「支障がある」のチェックボックスにチェックし、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスにチェックして下さい。
- ④ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付して下さい。

出典：「特定建築物定期調査業務基準(2021年改訂版) 編集・発行 (一財)日本建築防災協会」

【記入例】

(様式建5)

建築物定期点検結果シート

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1 敷地及び地盤								
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。		有	無	玄関前で建物入り口と周辺通路に不同沈下によるとみられる段差がある。	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。		無	有	雨水会所に泥だまりがみられ、定期的な清掃が必要である。	
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。		有	無	コンクリートブロック塀が大きく傾き亀裂が生じている。	1
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		無	無		
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。		無	無		
2 建築物の外部								
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。		有	無	不同沈下によるクラックが基礎立上がり面にみられる。	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		有	無	基礎コンクリート換気孔周囲にひび割れが多く発生している。	
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	✓				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	✓				
(5)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		無	無		
(6)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		無	無		
(7)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		有	無	コンクリートブロック壁がはらみ、目地部に隙間が生じている。	
(8)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		無	有	鉄骨の錆止め塗装が剥離している。	
(9)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		有	無	仕上タイルが下地コンクリートごと欠損し露筋している。	

【記入例】

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(10)	外 壁	外装仕上材等 タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する（3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。		有	無	目視と部分打診による点検で、タイルの浮きと見られる劣化兆候があり、詳細点検を要する。	
(11)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		有	無	仕上りの石貼りにクラックが発生している。	
(12)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		有	無	金属パネル面が腐食している。	
(13)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		有	無	ALCパネル面にひび割れが多数みられ、部分欠損がある。	
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。		有	無	スチールサッシが腐食し開閉が困難になっている。	4
(15)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		有	無	看板の部材が曲がっている。	
(16)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。		有	無	看板の支持アンカーにぐらつきがある。	
3 屋上及び屋根								
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		有	無	防水押えコンクリートにひび割れが多数みられる。	7
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。		有	無	パラベットの左官仕上（防水モルタル）が剥離している。	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。		無	無		
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。		無	有	カラー鉄板笠木が発錆しはじめている。	
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。		有	有	ルーフドレインに泥が詰まり雨水が溜まっている。 清掃の上、通水を確保すること。	5

【記入例】

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(6)	屋根	屋根の劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又はテストハン マーによる打診等により確認 する。		有	無	屋根折板の鋼板が風でめくれている。	
(7)	機器及び工作物（冷却塔設 備、広告塔等）	機器、工作物本体及び 接合部の劣化及び損傷 の状況	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。		無	有	クーリングタワーに汚れがみられる。	
(8)		支持部分等の劣化及び 損傷の状況	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。		有	無	屋上クーリングタワーの支持鉄骨 が腐食している。	
4 建築物の内部								
(1)	防火 区 画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部 分及び外壁で準耐火構 造又は耐火構造としな ければならない部分の 開口部に設けられた防 火設備の劣化及び損傷 の状況		有	無	スパンドレル内の窓の網入りガラ スが割れている。	
(2)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	躯体等	木造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及 び損傷の状況		無	無		
(3)			組積造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況		無	無		
(4)			補強コンクリートブ ロック造の壁の室内に 面する部分の躯体の劣 化及び損傷の状況		無	無		
(5)			鉄骨造の壁の室内に面 する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況		有	無	C型鋼の胴縁が腐食し、錆がたまっ ている。	
(6)			鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及 び損傷の状況		有	無	柱に経年変位とみられる膨らみが あり、露筋している。	2
(7)		耐火建築物とすること を要しない建築物の 壁、耐火構造の壁 又は準耐火構造の壁 （防火区画を構成す る壁に限る。）	部材の劣化及び損傷の 状況		有	無	ALCパネルの角が欠け、壁に穴があ いている。	
(8)			鉄骨の耐火被覆の劣化 及び損傷の状況		有	無	鉄骨梁部に間仕切り撤去跡があり、 耐火被覆が復旧されていない。	
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及 び損傷の状況		無	無		
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化 及び損傷の状況		有	無	鉄骨に著しく錆が発生している。	
(11)			鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の床躯体の劣化及 び損傷の状況		有	無	コンクリートスラブ裏に露筋し発 錆している。	
(12)		耐火建築物とすること を要しない建築物の 床、耐火構造の床 又は準耐火構造の床 （防火区画を構成す る床に限る。）	部材の劣化及び損傷の 状況		有	無	床に配管を除去した穴があいてい る。	

【記入例】

番号	点 検 項 目			点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(13)	天 井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕 上げの室内に面する 部分	室内に面する部分の仕 上げの劣化及び損傷の 状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又はテストハ ンマーによる打診等により確認 する。		有	無	漏水により天井仕上げ材が剥落し ている。	
(14)		特定天井	特定天井の天井材の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。		有	無	天井材に破断している箇所があ る。	
(15)	防火設備（防火扉、防火 シャッターその他これらに 類するものに限る。）又は 戸。		常時閉鎖又は作動した 状態にある防火設備又 は戸（以下「常閉防火 設備等」という。）の 本体と枠の劣化及び損 傷の状況	目視により確認する。		有	無	防火扉の発錆により閉鎖に支障が ある。	
(16)			常閉防火設備等の閉鎖 又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の 閉鎖又は作動を確認する。ただ し、3年以内に実施した点検の 記録がある場合にあっては、当 該記録により確認することで足 りる。		有	無	閉鎖中の防火シャッターが途中で 停止する。	
(17)			常閉防火設備等の閉鎖 又は作動の障害となる 物品の放置の状況	目視により確認する		無	無		
(18)			常時閉鎖した状態にあ る防火扉（以下、「常 閉防火扉」という。） の固定の状況	目視により確認する。		無	無		
(19)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の 落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認し又は触診によ り確認する。		無	有	照明器具の固定金物が発錆しは じめている。	
(20)			防火設備の閉鎖の障 害となる照明器具、 懸垂物等の状況	目視により確認する。		無	無		
(21)	警報設備		警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認 する。ただし、6月以内に実施 した消防法（昭和23年法律第186 号）第17条の3の3の規定に基 づく点検（以下「消防点検に基 づく点検」という）の記録があ る場合にあっては、当該記録に より確認することで足りる。		無	無		
(22)			警報設備の劣化及び損 傷の状況	目視により確認する。ただし、 6月以内に実施した消防法に基 づく点検の記録がある場合に あっては、当該記録により確認 することで足りる。		無	無		
(23)	居室の換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を 確認する。ただし、3年以内に実 施した法第12条第4項の規定に基 づく点検（以下「定期点検」と いう。）の記録がある場合に あっては、当該記録により確認 することで足りる。		無	無		
(24)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付け ロックウールでその含 有する石綿の重量が当 該建築材料の重量の 0.1パーセントを超え るものの劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調 査の結果を確認する。		有	無	維持管理点検記録が保存されてい ない。	
(25)			囲い込み又は封じ込め による飛散防止措置の 劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。		無	無		
5 避難施設等									
(1)	廊下		物品の放置の状況	目視により確認する。		無	無		
(2)	出入口		物品の放置の状況	目視により確認する。		無	無		
(3)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損 傷の状況	目視及びテストハンマーによる 打診等により確認する。		有	無	手すり脚部の腐食により笠木モル タルが剥落している。	

【記入例】

番号	点 検 項 目		点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4)	避難上有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。		無	無		
(5)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。		有	無	避難ハッチの直下に配管が施工されており、避難時に支障がある。	
(6)	階段	物品の放置の状況	目視により確認する。		無	無		
(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。		無	有	外部鉄骨階段が発錆しはじめている。	3
(8)	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	目視により確認する。		無	無		
(9)	特別避難階段	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。		無	無		
(10)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。		有	無	自然排煙口の周囲に物品があり開閉に支障をきたしている。	
(11)		物品の放置の状況	目視により確認する。		無	無		
(12)	排煙設備等	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		有	無	防煙垂れ壁に亀裂が入っている。	
(13)		可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。		無	無		
(14)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。		無	無		
(15)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに開閉を確認する。		有	無	自然排煙口が家具等によりふさがれている。	
(16)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状態		無	無		
(17)		非常用エレベーター	非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の作動の状況		無	無		

【記入例】

番号	点 検 項 目			点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の 有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号	
(18)	その 他 の 設 備 等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の外気に向 かって開くことので きる窓の状況	目視により確認するとともに、 開閉を確認する。		無	無			
(19)				物品の放置の状況	目視により確認する。		無	無		
(20)				非常用エレベーターの 作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認 する。ただし、3年以内に実 施した定期点検の記録がある場 合にあっては、当該記録により 確認することで足りる。		無	無		
(21)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作 動の状況	各階の主要な非常用の照明装置 の作動を確認する。ただし、3 年以内に実施した定期点検の記 録がある場合にあっては、当該 記録により確認することで足り る。		無	無			
(22)			照明の妨げとなる物品 の放置の状況	目視により確認する。		無	無			
6	その他									
(1)	特殊 な 構 造 等	膜構造建築物の膜 体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣 化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。ただし、 3年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。		有	無	膜体の接合部が開いている。		
(2)				膜張力及びケーブル張 力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。ただし、 3年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。		無	無		
(3)		免震構造建築物の免 震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損 傷の状況（免震装置が 可視状態にある場合に 限る。）	目視により確認するとともに、 3年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認する。		無	無			
(4)				上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、 3年以内に実施した点検の記録 がある場合にあっては、当該記 録により確認することで足り る。		無	無		
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の 劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。		無	有	支持管の防錆塗装が剥離してきて いる。		
(6)	煙 突	建築物に設ける煙突 又は工作物で高さ6 mを超える煙突	煙突本体及び建築物と の接合部の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し 目視により確認する。		無	無			
(7)				付帯金物の劣化及び損 傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目 視により確認する。		有	無	点検用タラップが著しく錆びてい る。	

【記入例】

(様式設5)

建築設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
換気設備								
1 建築基準法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）								
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	※2	目視又は触診により確認する。	有	無	排気ガラリが腐食し、部分劣化による欠損がみられる
(2)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	※3	目視又は触診により確認する。	無	無	
(3)			風道の取付けの状況	※2	目視又は触診により確認する。	有	無	ダクトの吊り金物がはずれ、ダクトがたわんでいる。
(4)			給気機又は排気機の設置の状況	※2	目視又は触診により確認する。	有	無	屋上ファンのカバーが全面腐食している。
(5)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。）の性能	給気機又は排気機の作動の状況		目視又は聴診により確認する。	無	無	
(6)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	※2	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	無	無	
(7)	中央管理方式の空調設備	空調設備の主要機器及び配管の外観	空調設備の設置の状況	※2	目視又は触診により確認する。	有	無	空調室外機の基礎取付けアンカーボルトが腐食劣化している。
(8)			空調設備及び配管の劣化及び損傷の状況	※2	目視により確認する。	有	無	空調配管のラッキングが全面的に腐食している。
(9)			空調設備の運転の状況	※3	目視又は聴診により確認する。	有	無	エアーハンドリングユニットの運転時に震動・異音がある。
2 換気設備を設けるべき調理室（火気使用室）等								
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。		有	無	排気筒の継ぎ目が外れ、空気の漏れがある。	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(2)	自然換気設備及び機械換気設備	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。		無	無		
(3)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。		有	無	換気ダクトの断熱グラスウールが剥がれている。	
(4)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。		有	無	屋上ファンのカバーが全面腐食している。	
(5)		給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。		無	無		
3 建築基準法第28条第2項（無窓居室）又は第3項（劇場等の居室、火気使用室）の規定に基づき換気設備が設けられた居室等								
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。		有	無	防火ダンパーの吊りボルトが数箇所にわたり外れている。	
(2)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。		無	無		
(3)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。		有	無	防火ダンパー表面が腐食している。	
(4)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。		無	無		
(5)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。 ※1		無	有	別途、消防設備点検時に連動作動確認を行い記録があり。その結果、全数異常なしを確認した。	

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検等の記録

※3： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4： 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
排煙設備								
1	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降機又は乗降ロビー（非常用エレベーター）、同令第128条の2第1項に規定する廊下等							
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。		有	無	排煙機室に物品が放置されメンテナンススペースが取れていない。	
(2)		排煙風道との接続の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(3)		排煙出口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(4)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況		有	有	連動起動確認後、排煙口を復旧した際、勝手に再度開放した。排煙口の金物やワイヤーの点検修理が必要。	
(5)			作動の状況		有	無	運転時に震動・異音がある。	
(6)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況		有	無	運転時に震動・異音がある。	
(7)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4		有	無	中央管理室で遠隔操作が出来ない。	
(8)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況		無	無		
(9)			排煙口の取付けの状況		無	無		
(10)			手動開放装置の周囲の状況		無	無		
(11)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況		無	無		

【記入例】

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(12)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外觀	排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。		無	無		
(13)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の確認する。 ※4		有	無	中央管理室で遠隔操作が出来ない。	
(14)		機械排煙設備の排煙口の性能	煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。 ※1		無	有	別途、消防設備点検時に連動作動確認を行い記録があり。その結果、全数異常なしを確認した。	
(15)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4		有	無	防火区画貫通部でダクトと防火ダンパーが変形している。	
(16)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4		無	無		
(17)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。		無	無		
(18)			排煙風道と可燃物等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		無	無		
(19)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。		有	無	防火ダンパーの吊りボルトが数箇所にとり外れている。	
(20)			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4		無	無		
(21)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。		有	無	防火ダンパー表面が腐食している。	
(22)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。		無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(23)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。		無	無	
(24)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。		無	無	
(25)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。		無	無	
(26)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。		無	無	
(27)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。 ※1		無	無	
(28)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		無	無		
(29)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。		無	無		
(30)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。		無	無		
(31)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置状況	目視又は触診により確認する。		無	無		
(32)		給気風道との接続の状況	目視により確認する。		無	無		
(33)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する。		無	無		
(34)		作動の状況	目視又は聴診により確認する。		無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(35)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	無	無		
(36)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。		無	無		
(37)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	無	無		
2 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーター）								
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4		無	無		
(2)		給気口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況 ※4	目視により確認する。 ※4	無	無		
(4)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4		無	無		
(5)		給気口の外観	給気口の周囲の状況 ※4	目視により確認する。 ※4	無	無		
(6)		給気口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(7)		給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(8)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況 ※4	作動の状況を確認する。 ※4	無	無		
(9)		給気口の開放の状況	目視又は触診により確認する。		無	無		
(10)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況 ※4	目視により確認する。 ※4	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(11)	加圧防排 煙設備	給気風道（隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。）	給気風道の取付 けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4		無	無	
(12)		給気送風機の外 観	給気送風機の設 置の状況	目視又は触診により確認する。		無	無	
(13)			給気風道との接 続の状況	目視により確認する。 ※4		無	無	
(14)		給気送風機の性 能	給気口の開放と 連動起動の状況	作動の状況を確認する。 ※4		無	無	
(15)			給気送風機の作 動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4		無	無	
(16)			電源を必要とす る給気送風機・ 排煙機の予備電 源による作動の 状況	予備電源により作動の状況を確認する。 ※4		無	無	
(17)			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況 を確認する。 ※4		無	無	
(18)		給気送風機の吸 込口	吸込口の周囲の 状況	目視により確認する。 ※4		無	無	
(19)		空気逃し口の外 観	空気逃し口の周 囲の状況	目視により確認する。 ※4		無	無	
(20)			空気逃し口の取 付けの状況	目視により確認する。 ※4		無	無	
(21)		空気逃し口の性 能	空気逃し口の作 動の状況	目視により確認する。 ※4		無	無	
(22)		圧力調整装置の 外観	圧力調整装置の 周囲の状況	目視により確認する。		無	無	

【記入例】

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(23)	加圧防排煙設備	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。		無	無		
(24)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する。		無	無		
3 建築基準法施行令第126条の2第1項に規定する居室等									
(1)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。		有	無	片手で簡単に操作できない。	
(2)			手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4		有	無	垂れ壁が引っ掛かり降下しない。	
(3)			煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4		無	無		
(4)			可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。 ※4		有	無	垂れ壁動作空間に吊り看板があり障害となっている。	
(5)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4		無	無		
4 予備電源 ※自家発電装置が非常用の照明装置と併用の場合は、非常用の照明装置の点検時に行う。									
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。		無	無		
(2)			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。 ※4		無	無		
(3)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(4)			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4		無	無		
(5)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 ※4		有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(6)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況 ※4		無	無		
(7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 ※4		無	無		
(8)			自家用発電装置の取付けの状況		有	無	基礎部分の床面の大きな亀裂がある。	
(9)			自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。） ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(10)			接地線の接続の状況 ※4		無	無		
(11)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(12)			始動の状況 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(13)			運転の状況 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(14)			排気の状況 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(15)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(16)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況		無	無		
(17)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況		有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	
(19)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		有	有	計器類の表示が定格値の±10%を超えている。	
(20)			給気部及び排気管の取付けの状況		無	無		
(21)			Vベルト		有	無	Vベルトが劣化しており、取換えが必要。	
(22)			接地線の接続の状況		無	無		
(23)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況		無	無		

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4： 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
非常用の照明装置								
1 照明器具								
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。		無	無		
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置								
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。		無	無		
(2)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認する。		無	無		
3 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置								
(1)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。		無	有	直流電源設備点検報告書等により異常がないことを確認した。	
(2)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認すること。		無	無		
4 電池内蔵形の蓄電池								
(1)	充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。		有	無	充電ランプが不点灯でバッテリーに充電されている確認ができない。	
5 電源別置形の蓄電池								
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況		無	無		
(2)			蓄電池室の換気の状況		無	無		
(3)			蓄電池の設置の状況		無	有	直流電源設備点検報告書等により異常がないことを確認した。	
(4)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況		無	無		
(5)			キュービクルの取付けの状況		有	無	キュービクルの支持アンカーが発錆し腐食している。	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
6 自家用発電装置								
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。		無	無		
(2)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。 ※4		無	無		
(3)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(4)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4		無	無		
(5)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 ※4		有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。		有	無	基礎部分の床面の大きな亀裂がある。	
(9)		自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(10)		接地線の接続の状況	目視により確認する。 ※4		無	無		
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(12)		始動の状況	作動の状況を確認する。 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(13)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	運転の状況		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(14)			目視又は聴診により確認する。 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(15)			排気の状況		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
			目視により確認する。 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
			目視又は聴診により確認する。 ※4		無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4：前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
給水設備及び排水設備								
1 飲料用の配管設備及び排水設備								
(1)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く）	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。 ※3		有	無	配管の継手部分より漏水している。	
2 飲料水の配管設備								
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。 ※3		有	無	給水タンク底面が腐食し漏水している。	
(2)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。 ※2		無	無		
(3)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。 ※3		無	無		
(4)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス給湯器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2		無	無		
(5)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2		有	無	機器本体が腐食し漏水している。	
(6)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。 ※2		無	無		
3 排水設備								
(1)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。 ※3		無	無		
(2)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。 ※2		無	無		
(3)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。 ※3		無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。 ※2		無	無		
(5)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。 ※2		有	無	コンクリート基礎に亀裂がある。	
(6)		消毒装置	目視により確認する。 ※3		無	無		
(7)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況		有	無	洗面器が損傷しておりガタツキがある。	
(8)		排水管	排水の状況		無	無		
(9)		間接排水の状況	目視により確認する。 ※2		有	無	給水タンクのオーバーフロー管が直接連結されている。	
(10)		通気管	通気管の状況		無	無		

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。確認後、定期点検結果シートに記入（転記）すること。

※1： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3： 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4： 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

【記入例】

(様式防5)

防火設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1 防火扉								
(1)	防火扉	設置場所の周囲 状況	閉鎖の障害とな る物品の放置の 状況	目視により確認する。		無	無	
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状 況	目視又は触診により確認する。		無	無	
(3)		扉、枠及び金物 の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。		有	無	枠の腐食による変形により閉鎖に 支障がある。	
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等 により測定し、扉の質量により運動エ ネルギーを確認するとともに、プッシュ ブルゲージ等により閉鎖力を測定す る。		無	無	
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器	感知の状況	(15)の項の点検が行われるもの以外 のものを対象として、加煙試験器、加熱 試験器等により感知の状況を確認す る。ただし、前回の点検後に同等の方 法で実施した点検の記録がある場合 にあっては、当該記録により確認す ることとする。		無	無	
(6)		温度ヒューズ装 置	設置の状況	目視により確認する。		無	無	
(7)		連動制御器□	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。		有	無	スイッチが破損し操作不可。
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。		無	無	
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認 する。		無	無	
(10)			予備電源への切 り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認 する。		無	無	
(11)		連動機械用予備 電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。		無	無	
(12)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目 視により確認する。		有	無	予備電源の容量と連動制御器が指 定する予備電源の容量が異なっ ている。
(13)		自動閉鎖装置□	設置の状況	目視又は触診により確認する。		無	無	
(14)			再ロック防止機 構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による 復旧操作をしない状態で閉鎖前の位 置に戻すことにより、作動の状況を確認 する。		無	無	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。		無	無		
2 防火シャッター								
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		無	無		
(2)		駆動装置 ((2) の項から (4) の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況		無	無		
(3)			スプロケットの設置の状況		無	無		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況		無	無		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		無	無		
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		有	無	スラットが変形している。	
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		有	無	吊り元と巻き取りシャフトとの締結が外れ、スラットから吊り元が抜け掛かっている。	
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		無	無		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		有	無	ガイドレールの溝幅の一部が変形し、スラットが引っ掛かり閉鎖できない。	
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		無	無		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		無	無		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		無	無		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(14)	防火シャッター	危害防止装置	作動の状況	防火シャッターの開鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	無	無		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(25)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	無	無		
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	無	無		
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無		
(20)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(25)	総合的な作動の状況		防火シャッターの開鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
3 耐火クロススクリーン								
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	有	無	降下位置に危機が設置されている。	
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	無	無		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	吊り元の固定ボルトに緩みが発生し、吊り元と巻き取りシャフトに隙間が発生している。	
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	ケースの締結部品の一部が脱落し、ケース内部の耐火クロスが見える。	
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。	無	無		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	無	無		
(11)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	無	無		
(12)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(21)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	無	無		
(13)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(14)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。		無	無	
(15)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。		無	無	
(16)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。		無	無	
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		無	無	
(18)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。		無	無	
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。		有	無	開閉器と連結させているワイヤーに著しい腐食が発生している。
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。		有	無	手動閉鎖装置の前に物品があつて近づけない。
(21)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。		無	無		
4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）								
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。		無	無	
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。		有	無	散水性能に影響を及ぼす異物の付着がある。
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。		無	無	
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。		無	無	
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。		有	無	濁り、異物の浮遊がある。異物が底に溜まっている。
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。		無	無	
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。		無	無	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	対象外項目	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(8)	ドレン チャー等	加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。		無		
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。		無		
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。		有	モーターとポンプの軸継手に緩みがある。	
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。		無		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		有	配線に損傷がある。	
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。		無		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。		無		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況	(24)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。		無		
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。		無		
(17)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。		無		
(18)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。		有	回路計の測定値が規定値よりも低い	
(19)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。		無		
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		有	コネクタが適切に結合できない。	
(21)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。		無		
(22)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。		無		

【記入例】

番号	点検項目		点検事項	点検方法	対象外 項目	支障の 有無	特記事 項の有 無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(23)	連動機構	手動作動装置	設置の状況	目視により確認する。		無	無		
(24)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等 の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。 ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法		無	無		